

## 裁判長の交代で、次回からいよいよ弁論更新が始まる 原告は準備書面(7)、小山さん陳述書で地震動の過小評価等を主張

次回 来年2月22日(木)も口頭弁論です。14:30より 大阪地裁202号法廷

◎裁判の書面一式 <https://x.gd/XwKPr>



11月20日、国を相手とする大飯原発3・4号止めよう裁判（大阪高裁）の第4回口頭弁論が開かれた（大阪地裁202号法廷）。14時半から約30分。原告・支援者約50名、報道関係者等を含め約70名が傍聴席を埋めた。

今回は、8社から報道関係者の参加があった。社会的関心の高さを、新しい裁判長も感じたのではないだろうか。

一審原告は準備書面(7)を提出し、地震動問題、三次元反射法探査の必要性、汚染水対策等について、国の主張に反論している。さらに原告共同代表の小山英之さんの陳述書を提出した。一方、国は第15準備書面、関電は準備書面(4)を提出し、敷地内破砕帯について原告の主張に反論している。

### 1. 第4回口頭弁論：裁判長を含む2名の裁判官の交代で、次回から弁論更新が始まる

今回の裁判から、裁判官3名の内2名の裁判官（裁判長を含む）が交代になった。そのため、新しく担当になった裁判官にこれまでの3者（一審原告、国、関電）の主張を理解してもらうために「弁論更新」という手続きが行われた。当日は、「弁論更新を行います」という形式的なものだったが、次回（2月22日）の法廷から、3者がそれぞれの主張について、プレゼンテーションを行う。裁判長は、次回に向けて事前に打ち合わせ（進行協議、非公開）を行う旨を述べた。国と関電は毎回、大人数の弁護士が出席しているが、書面の内容を法廷で説明することもなかった。しかし、次回からの弁論更新では発言することになる。

\*一審原告弁護団は、法廷で準備書面(7)の要点を説明 <https://x.gd/GXGcr>

①武村弁護士からは、書面「第1章の基準地震動」について説明。(ア)震源インバージョンによらないで得た断層面積等を持ちいて、入倉・三宅式で導く地震モーメントは過小評価となること、これについて国はこれまで一切反論していない。(イ)経験式の有するばらつきを考慮せず、平均値で地震モーメントを求めていること等を批判した。

②瀬戸弁護士からは、書面「第2章の敷地内断層等の調査」について説明。国は三次元反射法探査は不要で、トレンチやボーリング等の「地表付近」の調査で十分だと主張している。しかし、基準規則3条3項や審査ガイドは「変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない」ことを求めており、まずは詳細に敷地の三次元探査を実施し、断層等のある場所でトレンチ調査等を行う必要があると説明した。

③大橋弁護士からは、書面「第3章の汚染水対策等」について説明。時間が迫ってきたため、法廷での説明は短時間になったが、報告会でパワーポイントを使って紹介があった。

次回期日は来年2月22日、次々回は5月31日と決まり、約30分の法廷は終了した。

## 2. 報告会：提出書面、更新弁論について説明・質疑

### **\* 提出書面の説明・質疑**

ここでは、法廷での説明時間が短かった汚染水問題や、小山さんの陳述書について紹介する。

大橋弁護士から、重大事故対策・汚染水問題について説明があった。国は、汚染水の「発生に至る可能性が極めて小さい」そのため「汚染冷却水の流出対策は要求されていない」と主張し続けている。今回の書面では、「汚染冷却水の拡散抑制設備は事前設置不要」とする国の主張に反論していることが紹介された。参加者からは、福島第一原発の深刻で大量の汚染水発生と、国際的な批判にも関わらず海洋放出来まで強行していることを批判する発言があった。

重大事故対策では、水素爆発の危険性の質問があったが、一審で主張しているとのことだった。

原告共同代表の小山さんからは、今回提出した陳述書（甲 266 号証）の紹介があった。パワーポイントは「一審で勝訴した「ばらつき」を守り、再度勝利の判決を」と始まった。国は、「ばらつき」の存在とそれを考慮する必要を認めている。しかし、それを断層面積 S の「不確かさ」で置き換えていること等を批判した。①「経験式が有するばらつき」とは、経験式とその基になったデータ点との乖離（かいり）、②「ばらつき」の原因・根源はなにか？③「ばらつき」を考慮すると、現行 856 ガルが 1,150 ガルに跳ね上がる、等が説明された。<https://x.gd/ouvgM>

### **\* 弁論更新についての説明・質疑**

弁論更新について、冠木弁護士、武村弁護士、谷弁護士から、11 月 13 日の裁判所と 3 者の事前打ち合わせも含めて、説明と今後の課題等が紹介された。裁判所からは、これまでの主張について、課題ごとに 3 者から説明を聞く方が分かりやすいかもしれない、一回で終わるのではなく複数回の期日でやってもらってもいいとの話があったこと等が紹介された。新しい裁判官に主張を分かりやすく伝えるため、証拠の整理等も必要になってくるとのことだ。

国や関電は、書面を提出しても法廷で説明することはなく「陳述します」と発言するだけで終わってきた。しかし弁論更新では、それぞれが主張を述べる。裁判は「口頭主義、弁論主義」が本来の姿であり、次回法廷からそのような形になると弁護団から意気込みが示された。

## 3. 交流会：上関町とむつ市の中間貯蔵、関電の原発敷地内での乾式貯蔵に反対しよう

交流会では、①事務局から、関電の原発敷地内での乾式貯蔵の問題点等について、核のゴミ捨て場を増やしてはならない等の説明があった。福井から参加された原告の石地さんは、この問題について県内での取り組みもあり、福井と関西から反対していこうと呼びかけた。県との交渉が 12 月 21 日に決まったことも紹介された。②続けて事務局から、11 月 26 日に予定されている京都府の防災訓練について、監視行動の呼びかけがあった。訓練の準備は前日から業者に委託しており、これでは「訓練」にならないこと等が紹介された。③上関町での中間貯蔵に反対する署名の取り組み等も紹介された。上関町の周辺自治体から反対や懸念の声が強く、中国電力は、調査のための森林伐採に着手できていないとの新しい状況も報告された。

中間貯蔵にも、原発敷地内での乾式貯蔵にも反対を強めていこう。

**★上関町の中間貯蔵反対署名は、12 月末までに、集約先に送ってください。**

原告、支援者の皆さん	原告費用、年末カンパをお願いします。
郵便振込	00920-4-202185 おおい原発止めよう裁判の会

2023.11.25 おおい原発止めよう裁判の会 事務局